

# info

International Tax, Audit, Accounting and Legal News

ECOVIS info . Issue 2/2011

## ルーマニア

解雇規則の重要な改正を実施

## オーストリア

国際企業グループがついに  
グループ税制を活用可能に

## ポルトガル

税金詐欺や脱税と戦う当局

## カタール

新税法により外国人の投資が  
より魅力的に





「残念ながら、起業家が最も切望していた、雇用契約の解除に柔軟性を加える改正は実施されませんでした。」

フェリックス・トゥドリユー、ECOVIS Monica Esterka 法律事務所  
ブカレスト、ルーマニア

労働法

## ルーマニア、解雇が以前より容易に

解雇規制の緩和により、有期雇用契約の延長が可能に

筆者  
フェリックス・トゥドリユー  
ECOVIS Monica Esterka  
法律事務所  
ブカレスト、ルーマニア

ルーマニアの労働法が大幅に改正され、本年5月に施行されました。ただし、起業家が最も切望していた、雇用契約の解除に柔軟性を加える改正については、残念ながら実施されませんでした。

ルーマニアの労働法における解雇規定は手続きが煩雑なことから、雇用者の多くは解雇措置を取ることに消極的です。しかし今回、集団的解雇の手続きについて一部重要な変更が行われました。

例えば、雇用者は集団的解雇の後、9ヶ月間は解雇した被雇用者と同じ職種の求人をしてはならないとする要件が撤廃されました。また余剰人員を選定する際の基準として、職務成績に準拠することが新たに規定されました。従来は、集団的解雇の後雇用が維持される従業員を選定は、主として社会的規範に基づいていました。

集団的解雇の手続きは、特に経済状況を理由に、雇用者が全従業員数に比較して相当数の人員の解雇を余儀なくされる場合に適用されます。

このほか、非常に重要な意味を持つと思われるものとして、有期雇用契約に関する改正が挙げられます。これまでルーマニア法では、



有期雇用契約の締結は一部の特殊ケースに限られ、その期間は最大2年とされていました。今回の労働法の改正により3年に延長されましたが、さらに重要なことに、有期雇用契約の締結が認められる場合が新たに規定されました。つまり、「雇用者の事業活動上、構造に発展及び／または一時的変更が生じた場合」、もしくは「特別法により別途規定される場合、あるいは業務、プロジェクト、プログラムの遂行のために特に必要な場合」です。この結果、原則として雇用者はいかなる状況でも有期雇用契約を締結することが可能になります。また、試用段階の範囲についても

改正が行われました。これにより、雇用者は試用期間内において、解雇通知以外の特別な手続きなしに従業員を解雇できるようになりました。さらに、雇用者は従業員に対し職務達成基準を設定できるようになりました。

雇用に関する罰則では、企業は不法労働者の雇用、すなわち雇用契約のない雇用に対して罰則が課されることになり、多額の罰金のみならず、禁固刑の対象となる場合があります。極端な場合には、不法労働者を使用している企業に閉鎖を命じる権限が当局に与えられました。

### ECOVISにご相談 頂けます

- \* 余剰人員を選定する際の基準として職務成績によることは、どのような意味を持つのでしょうか？
- \* 既存の有期雇用契約の一部を3年に延長することを検討すべきでしょうか？
- \* 従業員全員が正規の労働者として登録されているのか不明ですが、罰則を課される可能性があるのでしょうか？



「オーストリアで事業を行っている多国籍企業にとっては、グループ税制はグループ全体の税負担を軽減する上で有益な仕組みとなります。」

デーヴィッド・グローサー、ECOVIS Austria経営監査・税務相談事務所、オーストリア

グループ税制

## 一緒に税金を払おう

オーストリアの税制改革は企業に有利な条件をもたらし、新たな持株会社体制を可能にする

直近の税制改革により、オーストリアはグループ税制を採用する国の仲間入りをしました。

既に多くの国で、関連企業グループを1つの課税法人として取り扱う制度を導入し、あるいは実質的にそれと同様の結果となる特別規定を設けています。これにより、関係会社がそれぞれ個別の存在として課税される場合と比べ、納税総額が軽減されます。

この制度は課税企業にとり、税負担を生じさせる恐れなく事業活動を組織化し、内部のリストラクチャリングを進め、またグループ内で資産を移転する選択肢が増えるので、魅力的なものとなり得ます。2社以上の関係会社が1つの課税グループを構成する場合、その課税所得は「グループの親会社」のレベルで算定されます。ある会社が出した欠損金は、同一グループ内の別の会社の課税所得と相殺されます。

この課税グループには外国企業を含めることも可能で、外国企業の損失をオーストリア国内の利益と相殺することができます。当該外国子会社が利益を計上し始めた(そしてその利益と当該国での繰越欠損金との相殺を行おうとする)場合は、オーストリアの課税会社に対して直ちに、以前の損失相殺分につき25%の法人税が課せられます。つまり、課税の繰延と同様の効果が得られるわけです。

課税グループとして認定されるには、以下の要件を満たさなければなりません。

- (直接または間接に)50%以上の適格な資本参加関係にあること
- 税負担の配分に関する契約など、文書による要請があること

課税グループに属する会社は税当局に対し、グループ各社の保有株式数などを記載し申請する必要があります。オーストリアの多国籍グループにとっては、グループ税制は外国籍の会社の損失を相殺することができるため、グループ全体の税負担を軽減する上で有益な仕組みとなります。子会社の含み益についても、この効果が継続的に波及します。

### 外国企業からの配当金に対する課税

EC親子会社指令に規定されている外国企業からの配当金、または一定のEEA(欧州経済領域)諸国の法人でオーストリア企業と同等の外国企業からの配当金については、法人税が免除されます。

上記に該当しない外国企業からの配当金については、以下の基準を満たしている場合には免税となります(「国際資本参加免税」)。

グループとして認定されるには、以下の要件を満たさなければなりません。

- 当該外国企業がオーストリア企業と同等のものであること
- 株主資本の10%以上を親会社が直接または間接に保有していること
- 少なくとも1年以上にわたり出資を継続していること

出資比率が10%未満(ポートフォリオ投資)の場合の配当金には、EEA地域の法人とそれ以外の地域の法人とは異なる規則が適用されません。

- EEA諸国における資本参加(ポートフォリオ投資)による配当企業の居住国とオーストリアとの間で未収税金の回収に関する情報交換と相互援助が行われている場合は、オーストリアの法人所得税が免除されます。税率が低い国(法人税率が15%未満)の場合は、税額控除方式への切り替えが義務付けられています。

オーストリアは、欧州司法裁判所の判決(RsC-436/08及びC-437/09)に従い、EEA地域以外の国における資本参加(10%未満)による受取配当金への課税を変更する予定です。オーストリア財務省による法案では、そうした配当金がすべて免税となり、税率が低い国(法人税率が15%未満)の場合のみ、税額控除方式への切り替えが義務付けられるとされています。

### 租税条約

ある地域が持株会社のロケーションとして魅力を増すためには、租税条約の網が入念に作りこまれているかどうかが重要な要素となります。現在、オーストリアは92件の租税条約を締結しており、世界の主要経済国のすべてをカバーしています。

### 筆者

デーヴィッド・グローサー、ECOVIS Austria経営監査・税務相談事務所、オーストリア

## ECOVISにご相談頂けます

\*税負担の心配をせずに、より柔軟な事業構成や資産の移転を行うにはどうすればいいでしょうか?

\*当社はオーストリア(あるいは他の国で)グループ課税の適用を受けることができるのでしょうか?

\*当社が受け取る配当金は法人税免税の対象となるのでしょうか?





## 「罪人も無実の者も同じように罰を受けるのです!」

ファティマ・ゴウヴェイア、Ecovis Comark社

オポルト(ポルト)、ポルトガル

## もっと証拠を – 損失を計上している企業をターゲットに

### 筆者

ファティマ・ゴウヴェイア、  
Ecovis Comark社  
オポルト(ポルト)、ポルトガル

ポルトガルでは他国と同様に、税金詐欺や脱税との絶え間ない戦いが続いており、当局では現在、経常損失が続いている企業をターゲットにしています。そのため、過去2事業年度において税務上欠損金を控除した企業については、2011年3月18日付政令(No. 111-A / 2011)に基づき、過年度に申告した税務上の欠損金の適格性に関して監査人による証明書が求められることとなります。ただし、小規模事業体に該当し、過去2年間における欠損金が15万ユーロ未満だった企業については、この証明書の提出が免除されます。この場合の小規模事業体とは、以下の3つの基準のうち2つを満たす企業を言います。

- 貸借対照表の総額が50万ユーロ以下
- 売上が50万ユーロ以下
- 当該事業年度における平均従業員数が5名以下

この政令に基づいて監査人が必要となる企業は、その旨をポルトガル監査人協会に通知しなければならず、同協会が任命する監査人が、当該課税期間の財務諸表の証明を担当し、また累積欠損金が合理的なものかどうかを検証します。任命された監査人



が、そうした累積欠損金について「合理的ではない」との結論に達した場合には、税当局は過去の確定申告を更正することができます。

この法令が脱税の魅力を低め防止することを主たる目的としているのは明らかです。とはいえ、実際に経営危機・財務危機に直面している企業にとっては、そうした証明がコストアップにも繋がります。一般的に、ポルトガルの監査人の手数料が非常に高いため、ある意味では、この法令は罪人を見つけるために無実の者の負担を増やすことになっています。

## 支払いの自由 – クロアチアが外国取引に関する規制を自由化

### 筆者

マグ・ダニエラ・ドブリッチ  
ECOVIS UBLI コンサルティン  
グ有限会社  
ザグレブ、クロアチア

2011年1月1日に、クロアチアの決済取引法及び外国為替法の改正が発効し、長らく望まれていた決済取引の自由化がついに実現しました。最も重要な改正点の一つは、クロアチアを居住国とする法人ならびに個人が外国で銀行口座を開設し、ローンを借り入れ、外国の銀行を通じて金銭取引を行えるようになったということです。ただし法人は、外国での預金額が5万ユーロを超えた場合には、その時点でクロアチア国立銀行に金銭取引の報告を行わねばなりません。一方、個人で営業するトレーダーや職人などクロアチアの居住者である個人は、預金額が2万ユーロを超えた時点で、外国での為替取引について報告する必要があります。クロアチア国立銀行への報告について詳細情報をご希望の方は、当社にご連絡ください。





「外国からの投資を促進するため、カタールの税率は世界でも最低水準となっています。」

モハマド・スルタン・アル・アリ、ECOVISカタール  
ドーハ、カタール

## カタールの税制- 投資を惹きつける

カタール政府はこのほど、法人税の基準税率を引き下げ、租税条約の構造に関して選択の幅を広げ、また源泉徴収義務について変更を加えました。

この目的は、カタールに関心を持つ外国人投資家の大量流入が続く中で、この動きをさらに促進・支援するとともに、居住者か非居住者かを問わず、既存企業と新参企業の双方に対し法人税負担を軽減することにあります。従来の、最低0%から最高35%までの課税区分制度に取って代わり、課税所得に一律10%の税率という大幅に簡素化された仕組みが採用されました。この税率の適用は2010年の年初からですが、企業の税コストを大幅に引き下げだけでなく納税事務面の負担も軽減します。さらに、企業グループにとっては税務関連事項の不確実性も減る

ことになります。

新税法では、技術報酬に関連した支払いに5%の源泉税がかかります。また、非居住者に支払われる報酬の一部(委託料、仲介料、管理料、立会料、サービス料)についても、以前は7%でしたが、今回5%の源泉税となりました。

ただし、この新税率はカタール金融センターに設立された企業には適用されません。こうした源泉税は非居住者に課されるものですが、カタール金融センターの企業はカタールに所在しており、非居住者とはみなされないためです。現在、カタールは外国からの投資の促進を進めており、その結果、カタールの税率は世界でも最低水準となっています。

筆者

モハマド・スルタン・アル・アリ  
ECOVISカタール  
ドーハ、カタール

## フェイスブックは必要か? — 企業は「安全性」を懸念



職場での「フェイスブック」の使用は禁止すべきでしょうか。一般に、「デジタル意識の高い」企業は社員がオフィスのPCからアクセスすることを規制してはいないものの、従業員の時間が無駄に失われるのを懸念しています。

保守的な企業は勤務時間中のアクセスを禁止する傾向にあり、中には、使用者を明確にするために、アクセス可能なPCを1台に限定しているところもあります。しかしもちろん、今やフェイスブックはごく普通の携帯端末にもダウンロード可能で、いつでもどこでも使うことができます。真の問題は、フェイスブックを禁止することで、「従業員が責任感をもって業務を行っている」と信頼していない」とのメッセージが発信され、また「フェイスブックはビジネスに何らの価値ももたらさない」との見解が示される、という点にあります。では、こうしたソーシャルメディアはビジネスの重要なツールなのでしょうか。

インターネットにより状況は一変しました。コミュニケーションはかつての「一人から多数へ」から、今や「多数から多数へ」となりました。以前のやり方では、もはや消費者の反応に対応できません。口コミや井戸端会議は「ウェブ2.0」のウェブサイトへと移ったのです。今や消費者は、企業について自分たちの間で語っています。企業は製品やサービスに基づくイメージに頼ることはできなくなりました。現在では、評判が極めて重要であり、消費者が互いに語り合う内容によって、企業の評判は左右されます。たとえ「つぶやき」という考え方に賛同できなくても、ツイッターのアカウントを開設することには防衛機能という点で重要です。ツイッターの「グループ」、あるいは「ブログ」で、企業の評判や製品について何が語られているかに注意が必要です。批判的コメントを見逃したり対応を怠ったりすると、企業は必ずや痛手を被ります。そのため、グーグルとツイッターで「アラート」を設定することが不可欠です。

では、こうした変化にどう対応すべきでしょうか。この点、まさに「日の下に新しきものなし」です。コンタクト先を記録した、かつての「人名録」は、現在「リンクトイン」というコンタクトリストになりました。以前、町の飲み屋で行われていたよもやま話は、今ではリンクトインやフェイスブックの「ディスカッショングループ」での会話となっているのです。

筆者

クリストファー・ジェンキンス  
ECOVISウイングレーヴ・イーツ  
ロンドン、英国

## ABOUT ECOVIS

Ecovisはヨーロッパで発足したグローバルコンサルティングファームであり、30カ国を超える国々で3,300人超の人々が業務に携わっています。税務コンサルティング、会計及び監査、法律相談、経営コンサルティングがEcovisの強み、コアコンピタンスです。

国・地域レベルでの個別事情に応じた具体的アドバイスが可能なこと。それぞれの専門領域の枠を超えて、国際的なプロフェッショナルネットワークの有する幅広い専門知識を、横断的・学際的に活用できること。それらがEcovisの強さの特徴です。それぞれのEcovisオフィスを通じ、資格をもつバックオフィスの専門家だけでなく、産業別、国別ノウハウを持つ世界中のEcovisの専門家を活用できます。この多様な専門知識により、特に国際的取引や投資の分野では、クライアントの自国での準備から対象国でのサポートまで効果的なサポートを提供することができます。

Ecovisは主に中堅企業を中心にコンサルティングを行っています。国内でも海外でも、One-Stop-Shop (あらゆるものを取り揃えている)というコンセプトで、法律、税務、経営、管理の問題に対してあらゆるサポートをお約束します。

Ecovisという名前は、経済(Economy)とビジョン(Vision)という言葉の組み合わせに由来しており、私たちの国際性、また将来と成長への焦点を表現しています。

オフィス所在地: [www.ecovis.com/global](http://www.ecovis.com/global)

---

## IMPRINT

Publisher . ECOVIS AG Steuerberatungsgesellschaft, Ernst-Reuter-Platz 10, 10587 Berlin, Tel. +49 (0)30-31 00 08 55, Fax +49 (0)30-31 00 08 56

Realization . EditorNetwork Medien GmbH, 80336 München

Editorial Department . Ernst Gossert, Ulf Knorr (Steuerberater); Uwe Lange, Ingrid Westphal-Westenacher (Wirtschaftsprüfer/Steuerberater); Dr. Tobias Schulze, (Rechtsanwalt); Prof. Dr. Bernd Romeike (Unternehmensberater).

ECOVIS med basiert auf Informationen, die wir als zuverlässig ansehen. Eine Haftung kann jedoch aufgrund der sich ständig ändernden Gesetzeslage nicht übernommen werden.